



監査報告書

令和元年6月5日

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
理事長 池北 雅彦 様

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

監事 畑 史善 

監事 岡田 貞司 

私たち監事は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第13条第4項並びに公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款第9条第4項及び公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学監事監査規程（平成28年規程第66号）第3条の規定に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第3期事業年度における業務を監査したので、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、理事会、経営審議会および教育研究審議会等の重要な会議に出席するほか、理事長及び学長から事業の報告を聴取し、重要な書面及び証拠書類等を閲覧し、関係部署の職員から業務及び財産の状況を調査しました。また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の適正性を検討しました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の財政状態及び運営業況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、業務の運営の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算区分に従い決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 理事長、副理事長及び理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

以上